

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

私は、昭和41年4月に、A専門学校へ入校した。その時期の国民年金保険料は、親が全額納付していたと聞いている。

父と兄は司法書士で高収入を得ており、兄姉と私の分を一緒に納付したと聞いているので、私の分だけ未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和41年4月に申立人の国民年金の加入手続をとった後、自治会組織による集金で同居の兄姉の国民年金保険料と一緒にその保険料を納付していたと申し立てており、事実、その兄姉は、申立期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間①は、任意加入期間であるものの、記録によれば強制加入者として扱われていたことが確認でき、国民年金の加入手続をしたにもかかわらず、現年度分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、払出簿により申立人の前後の任意加入者を調査したところ、任意加入日及び実際の保険料納付開始日等に齟齬のある者が散見され、行政側の事務処理に何らかの不適切な取扱いがあった可能性が否定できない。

加えて、申立期間②は、その父が自治会組織による集金で国民年金保険料を継続納付していた後の期間であり、同居の兄姉の保険料は納付されていることから、申立人の保険料のみ納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

A株式会社を退職した時の厚生年金保険の被保険者資格の記録について、資格喪失日が昭和46年2月28日とされていた。同年2月28日は退職日であり、翌日の同年3月1日が喪失日であることから、同年2月が未加入なのは納得できない。被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書及び事業所保管の失業保険被保険者離職票、退職者名簿から判断すると、申立人がA株式会社に昭和46年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和45年10月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の関係資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨国民年金 事案 161

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 46 年 3 月まで

申立期間当時、実家のある A 町を離れ、B 市内で 4 歳年上の姉と共に働いていた。私も姉も申立期間当時、住所は実家から動かしていない。母から、私が 20 歳になったとき、姉と同様に加入手続をし、保険料を納付してくれたと聞いた。姉には 20 歳から記録があるのに、私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、母親も既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の姉の国民年金保険料の納付状況をみると、20 歳となった昭和 37 年 3 月時点の国民年金保険料は未納となっており、約 2 年を経過した 39 年 4 月から納付が始まっていることが確認できることから、姉妹共に 20 歳になったときから、母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は採用し難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 4 月以前に別の番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 4 月は附則 13 条に基づく特例納付が可能な期間内であったものの、特例納付があったことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 162

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年10月まで
ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金の納付記録が無い。昭和54年から57年のころに、申立期間の国民年金保険料10数万円から20数万円を社会保険事務所か銀行に一括して納めた記憶があり、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年から57年ころに、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、63年7月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により、保険料は納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が保険料を納付したとする納付時期、納付場所、納付金額など、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、夫の国民年金納付記録から、昭和61年10月から63年3月までの18か月分13万1,400円を63年11月24日に一括過年度納付していることが確認できる。このことから、申立人も同様な納付方法であったことが推認でき、夫婦二人分をまとめて払ったとすれば、合計で26万2,800円となることから、申立人が一括納付したとする国民年金保険料は、申立期間のものではなく、63年11月24日に一括納付した二人分の国民年金保険料と考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。